証券コード　6360
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区岩本町３丁目10番７号
（東自機ビル）
株式会社　東京自働機械製作所
代表取締役社長　山　本　治　男

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. **場　　所**　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
　浅草ビューホテル　25階　「大輪」
　※会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. **目的事項**
　報告事項　第66期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役１名選任の件
　第３号議案　監査役１名選任の件
　第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.tam-tokyo.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う反動で個人消費の落ち込みが見られたものの、夏場以降その影響が和らぐなど持ち直してまいりました。また、設備投資も企業収益の改善を背景に伸長しており、全体として穏やかな景気回復基調が継続しました。しかし地方景気はいまだ低迷しており、円安に伴う原材料価格の高騰もみられるなど、先行きの不透明感を払拭するには至りませんでした。

このような経済情勢の下、当社は全社を挙げて業績の確保に努めた結果、当事業年度における売上高は78億１千２百万円（前年同期81億８千８百万円、4.6％減）を確保しました。

利益面では、継続的な原価低減、経費削減に努めた結果、営業利益２億８千４百万円（前年同期７千６百万円、274.5％増）、経常利益３億９千万円（前年同期１億５千８百万円、145.8％増）、当期純利益２億９千８百万円（前年同期１億２千万円、147.8％増）となりました。

各セグメント別の業績は次のとおりであります。

包装機械部門におきましては、前年度に引き続き菓子･食品業界向け包装機械が堅調に推移し、原価対策が奏効したことから、売上高50億６千５百万円（前年同期51億８千５百万円、2.3％減）、営業利益２億９千万円（前年同期４千７百万円、509.0％増）となりました。

生産機械部門におきましては、大型プロジェクトの引き合いが続いており、売上高27億４千６百万円（前年同期30億３百万円、8.5％減）、営業利益４億６千５百万円（前年同期４億９千４百万円、5.9％減）となりました。

また、共通費は４億７千万円（前年同期４億６千５百万円、1.0％増）となりました。

（単位：百万円）

	売上高	営業費用	営業利益
包装機械	5,065	4,775	290
生産機械	2,746	2,281	465
共通費	―	470	△470
合計	7,812	7,527	284

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は１億１千９百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度中に完成した設備投資の主なものは、当社本社建物における改修工事等５千７百万円であります。

②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当事業年度における重要な継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当事業年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、当社は運転資金に充当するため、５年満期円建社債３億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、景気回復への期待感が継続しているものの地方景気はいまだ低迷しており、円安に伴う原材料価格の高騰もみられるなど、先行きの不透明感を払拭するには至っておりません。

このような状況の下、当社は、「包装機械メーカー」から「包装価値創造企業」へ脱皮することを継続的に目指しており、その実現に向け、企業体質を強化し環境変化に柔軟に対応しうる企業となるべく以下の諸課題達成を基本方針に掲げております。

当社が対処すべき課題は、①目標売上高と安定利益の確保で財務体質を強化　②重点事業の強化、海外事業の拡大に向けた経営資源の配分　③販売競争力のある新商品開発の推進　④技術力強化による企業価値の向上　⑤製造の需要対応力・コスト競争力の強化および製品品質の向上　⑥営業提案力、設計開発力、生産技能力強化を柱とする人材育成　であり、これらの達成により企業力を高め、継続的な成長を目指す所存です。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年3月期 第63期	平成25年3月期 第64期	平成26年3月期 第65期	平成27年3月期 第66期 (当事業年度)
売上高　(百万円)	6,036	7,683	8,188	7,812
経常利益　(百万円)	124	179	158	390
当期純利益(百万円)	82	155	120	298
１株当たり純資産額	167円13銭	184円34銭	192円44銭	230円50銭
１株当たり当期純利益	5円74銭	10円76銭	8円36銭	20円72銭
総資産　(百万円)	8,289	8,282	8,188	11,366
純資産　(百万円)	2,411	2,659	2,773	3,320

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	主　要　製　品
包　装　機　械	(フィルム包装機)フィルム上包機、高密封性フィルム上包機、集積上包機、CD・DVD包装機、ボックスティッシュ包装機、トイレットロール包装機 (製袋充填機)バラ物製袋充填機、粉末製袋充填機 (紙包装機)銘産品・贈答品包装機、印刷物クラフト上包機 (計量・充填機)オーガー充填機、容器充填機 (カートナー)高速カートナー、間欠式カートナー、ダンボール詰機、製函機、バックケーサーシステム、パッケージングロボット (リサイクル機械)古紙圧縮梱包機、非鉄金属圧縮梱包機、廃棄物処理機 (たばこ機械)たばこフィルタープラグ供給装置、ほか
生　産　機　械	各種検査装置、組立機械、生産ライン等のアッセンブリ、ほか

(7) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本　　社	東京都千代田区	福岡営業所	福岡県福岡市
大阪営業所	大阪府大阪市	札幌営業所	北海道札幌市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	柏　工　場	千葉県柏市

(8) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

当期末従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
240（ 70 ）	△4（ 4 ）	41.9歳	19.1年

（注）従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	337 百万円
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	200
明治安田生命保険相互会社	50
みずほ信託銀行株式会社	30
株式会社三井住友銀行	30
株式会社千葉銀行	30
株式会社高知銀行	30
日本生命保険相互会社	12

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　14,520,000株

(3) 株主数　1,549名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	2,700千株	18.74%
明治安田生命保険相互会社	776千株	5.39%
みずほ信託銀行株式会社	695千株	4.82%
株式会社みずほ銀行	653千株	4.53%
佐藤保寿	642千株	4.46%
東自協会持株会	552千株	3.84%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	460千株	3.20%
東京施設工業株式会社	327千株	2.27%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	306千株	2.12%
金丸真由美	250千株	1.74%

（注）持株比率については、自己株式（114,301株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本治男	東京施設工業(株)　取締役 (株)日本包装リース　取締役 PT TAM PACKAGING ASIA　ＣＥＯ (有)東祐　取締役
取締役	清水政彦	総務部長兼ＣＳ部長兼経理担当 (有)東祐　取締役
取締役	垣内真	設計開発部長兼特機･たばこ機械担当
取締役	佐藤康公	国際部長兼製造担当 PT TAM PACKAGING ASIA　取締役
取締役	長友康夫	
監査役(常勤)	山口秀夫	PT TAM PACKAGING ASIA　監査役 (有)東祐　監査役
監査役	前田剛介	日空工業(株)　代表取締役社長
監査役	鈴木晃	東京施設工業(株)　取締役相談役

(注) 1. 取締役長友康夫氏は、社外取締役であります。なお、当社は長友康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役山口秀夫、前田剛介の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は山口秀夫、前田剛介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 東京施設工業株式会社は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。

4. PT TAM PACKAGING ASIA は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。

5. 当社は、経営の合理化と意思決定の迅速化を図ってまいりましたが、監督機能と業務執行機能を制度的に分離し、業務執行の役割と責任を明確化し、その体制を強化するため執行役員制度を導入しております。

〔執行役員の状況〕

役名	氏名	職名
執行役員	清水政彦	総務部長兼ＣＳ部長兼経理担当
執行役員	垣内真	設計開発部長兼特機・たばこ機械担当
執行役員	佐藤康公	国際部長兼製造担当
執行役員	太田直人	営業部長
執行役員	小嶋甲子雄	ＭＧ営業部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	５名 (　１名)	50,573千円 (2,718千円)
監査役 (うち社外監査役)	３名 (　２名)	13,805千円 (11,493千円)
合計	８名	64,378千円

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員に関する事項

・監査役山口秀夫氏は、有限会社東祐およびPT TAM PACKAGING ASIAの監査役を兼務しております。なお、当社は有限会社東祐の株式46.7％、PT TAM PACKAGING ASIAの株式55.0％を保有しております。

・監査役前田剛介氏は、日空工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は日空工業株式会社との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会および監査役会への出席状況

区分	監査役会		取締役会	
	出席/開催回数	出席率	出席/開催回数	出席率
取締役　長友康夫	－	－	10/10回	100％
監査役　山口秀夫	13/13回	100％	10/10回	100％
監査役　前田剛介	13/13回	100％	10/10回	100％

b．取締役会および監査役会での発言状況

・取締役長友康夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

・監査役山口秀夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

・監査役前田剛介氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員である各氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

4.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,250千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,250千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した場合や、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断される場合には、法令に定められた手続きに従って解任または不再任を行うこととしております。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を定め基準・規程類を作成し、体制の整備と運用を図っております。

当社は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

内部統制システム整備の基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社是、全社員の行動規範を定めた「行動指針」及び「コンプライアンス方針」の周知徹底を図る。

② 取締役は、取締役の業務執行に関する法令、定款及びその他諸規程に違反する行為を未然に防止するため、相互に職務執行を監督する。取締役が、他の取締役の法令、定款に対する違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る。

③ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実について社内報告できる体制として、社内の通報窓口と社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを「社内通報規程」に基づき運用する。

④ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定する他、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する報告がされた場合は、事実に基づいて状況を把握し、必要に応じ弁護士等外部機関と連携を取り、対応策を検討・立案し、取締役会に報告し、取締役会にて審議・決定する。

⑤ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定期的に「行動指針」及び「コンプライアンス方針」、その他関連諸規定の教育・啓蒙とその遵守状況を内部監査し、内部監査の結果を取締役会に報告する。内部監査室は、法令・定款に違反する状況を発見した場合、事実をコンプライアンス委員会へ報告する。
⑥ 内部監査室は、他の執行部門から独立した部門とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存すべき文書（電磁的媒体を含む）の種類と範囲、保存期間、保存場所及び管理責任者等を定めた「情報管理規程」に従い、適切に文書の保存及び管理を行う。取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づき、規定される個々のリスクについて、未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮して新たなリスクを含めたリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図る。リスク管理の状況は、取締役会に報告され、取締役会は、報告されたリスクの発生に伴う経営目標に対する影響について評価する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定する。各取締役は、目標の達成に向け業務を推進する。
② 取締役、執行役員、部門長及び常勤監査役の出席による業務会議を月１回以上定例開催し、業務執行進捗状況、業績目標の達成度、業務執行上の課題、商品・技術開発、コンプライアンスの状況等について報告、審議、決定することで、適宜、適切な職務執行を確保する。
③ 業務会議で審議された事項のうち、「取締役会規則」で定める重要事項については、取締役会で審議・決定される。
④ 取締役の職務の執行は、必要に応じて役員諸規定、組織分掌規定等関連諸規定を見直すことにより、効率性を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正を確保するため、定期的にグループ会社経営協議会を開催し、グループ会社の取締役等の参加により、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議する。

② 担当取締役は、グループ会社の業績、財務、コンプライアンス状況、その他経営課題等について、定期的に取締役会に報告する。
③ 取締役は、グループ会社の法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告する。
④ 当社の内部監査室は、グループ会社の内部監査を実施する。

(6) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制

① 財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
② 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の内部監査を行い、内部監査の結果を取締役会へ報告する。
③ 資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が必要と認めその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会は、監査役と協議の上使用人を指名することができる。
② 指名された使用人に対する指揮命令権限は監査役に委譲されたものとし、取締役、その他使用人は、当該使用人に対する指揮命令権限を有しない。また、当該使用人に対する評価は、監査役が行うものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、業務会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、コンプライアンス委員会の報告、内部監査室の報告、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
② 常勤監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務会議等重要会議に出席する。
③ 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、執行役員、部門長、内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図る。

(注)上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月15日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定後の体制は東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて開示しております。

この他当社では、反社会的勢力排除に向けて以下の取組みを行っております。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

「行動指針」の一項として、『わが社は社会のため、社会の一員として、法令・倫理・社会規範を遵守します。』と明記し、コンプライアンスについて全社に周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス方針に『反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。』と明記して、全社員に徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 反社会的勢力に対する全社の対応窓口は総務・人事課とし、総務部長が不当要求防止責任者として統轄管理をしております。また、各事業所の状況については、総務・人事課長が情報収集し適切な指示を行っております。

② 外部の専門機関との連携として、反社会的勢力の関与があった場合は、総務・人事課長が事態の状況により関係団体・警察署・弁護士などに相談し、適切な助言・指示を受けて解決するようにしております。

③ 反社会的勢力に関する情報はグループ会社と共有し、自社の事業所での発生状況については、総務・人事課長が一元管理しております。

④ 反社会的勢力に対して適切に対応するように「反社会的勢力防衛マニュアル」を作成し、従業員に配布して教育しております。

⑤ 反社会的勢力に対する対応について研修を行い、対応力を高めております。

〰〰〰

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,992,773**	**流動負債**	**6,321,550**
現金及び預金	3,638,576	支払手形	581,115
受取手形	326,963	買掛金	1,919,949
売掛金	1,189,162	短期借入金	320,000
商品及び製品	484,658	一年内返済長期借入金	207,520
仕掛品	794,668	リース債務	134,281
原材料及び貯蔵品	6,299	未払金	96,428
前渡金	143,137	未払費用	65,195
前払費用	25,520	未払法人税等	35,531
未収消費税等	80,969	前受金	2,546,856
短期貸付金	100,000	預り金	28,709
繰延税金資産	195,259	賞与引当金	242,523
その他	20,135	品質保証引当金	143,366
貸倒引当金	△12,577	その他	73
		固定負債	**1,724,603**
固定資産	**4,373,894**	社債	300,000
有形固定資産	**2,112,947**	長期借入金	392,190
建物	385,711	長期未払金	11,411
構築物	17,397	リース債務	97,237
機械及び装置	116,135	預り保証金	90,431
車両及び運搬具	635	退職給付引当金	800,834
工具器具備品	7,886	環境対策引当金	24,137
リース資産	72,602	繰延税金負債	8,361
土地	1,512,578	**負債合計**	**8,046,154**
無形固定資産	**83,978**	**純資産の部**	
ソフトウェア	64,456	**株主資本**	**2,722,603**
リース資産	2,094	**資本金**	**954,000**
借地権	17,320	**資本剰余金**	**456,280**
その他	107	資本準備金	456,280
投資その他の資産	**2,176,967**	**利益剰余金**	**1,332,231**
投資有価証券	1,440,527	利益準備金	238,500
関係会社株式	58,704	その他利益剰余金	1,093,731
長期前払費用	19,172	別途積立金	500,000
差入保証金	46,712	繰越利益剰余金	593,731
保険積立金	600,431	**自己株式**	**△19,908**
その他	11,438	**評価・換算差額等**	**597,909**
貸倒引当金	△18	**その他有価証券評価差額金**	**597,909**
		純資産合計	**3,320,512**
資産合計	**11,366,667**	**負債及び純資産合計**	**11,366,667**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,812,498
売上原価		5,976,615
売上総利益		1,835,883
販売費及び一般管理費		1,551,108
営業利益		284,774
営業外収益		
受取利息及び配当金	38,137	
受取賃貸料	158,336	
その他	17,102	213,576
営業外費用		
支払利息	11,984	
社債利息	10,500	
社債発行費	11,154	
不動産賃貸費用	73,030	
その他	1,353	108,024
経常利益		390,326
特別損失		
固定資産除却損	467	
投資有価証券売却損	442	910
税引前当期純利益		389,416
法人税、住民税及び事業税		43,999
法人税等調整額		46,813
当期純利益		298,602

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	954,000	456,280	238,500	500,000	253,283	991,783
会計方針の変更による累積的影響額					99,489	99,489
会計方針の変更を反映した当期首残高	954,000	456,280	238,500	500,000	352,773	1,091,273
当期変動額						
剰余金の配当					△57,644	△57,644
当期純利益					298,602	298,602
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	―	240,958	240,958
当期末残高	954,000	456,280	238,500	500,000	593,731	1,332,231

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19,057	2,383,006	390,328	390,328	2,773,335
会計方針の変更による累積的影響額		99,489			99,489
会計方針の変更を反映した当期首残高	△19,057	2,482,496	390,328	390,328	2,872,825
当期変動額					
剰余金の配当		△57,644			△57,644
当期純利益		298,602			298,602
自己株式の取得	△850	△850			△850
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			207,580	207,580	207,580
当期変動額合計	△850	240,107	207,580	207,580	447,687
当期末残高	△19,908	2,722,603	597,909	597,909	3,320,512

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・仕掛品……先入先出法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
機械及び装置	12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準
貸倒引当金
期末現在に有する売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
品質保証引当金
製品売上計上後、当該製品の品質水準向上を求める顧客の要請に応じて発生する運転調整費用等の追加原価の支払に備えて、過去の実績率等に基づき算出した発生見積額を計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によりポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物を処理することが義務付けられているため、当該処理に要する費用の見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

売上高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ａ．（ヘッジ手段）為替予約
（ヘッジ対象）外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ｂ．（ヘッジ手段）金利スワップ
（ヘッジ対象）借入金

③ ヘッジ方針

外貨建取引等の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象である外貨建金銭債務及び外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は重要な条件が同一ですので、有効性判定を省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が154,582千円減少し、繰越利益剰余金が99,489千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,640千円減少しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物	58,869千円
機械及び装置	0千円
土地	110,296千円
投資有価証券	301,776千円
計	470,941千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	260,000千円
一年内返済長期借入金	207,520千円
長期借入金	392,190千円
計	859,710千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,659,291千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	167,408千円
関係会社に対する短期金銭債務	216,333千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	29,796千円
関係会社からの仕入高・外注費	381,241千円
営業取引以外の取引による取引高	29,866千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	14,520	―	―	14,520

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	108	5	―	114

（注）自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年６月27日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

- 配当金総額 57百万円
- １株当たりの配当額 ４円
- 基準日 平成26年３月31日
- 効力発生日 平成26年６月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

- 配当金総額 57百万円
- １株当たりの配当額 ４円
- 基準日 平成27年３月31日
- 効力発生日 平成27年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	80,275千円
品質保証引当金	47,454千円
繰越欠損金	43,473千円
その他	24,057千円
計	195,259千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	259,107千円
繰越欠損金	18,271千円
その他	13,776千円
計	291,154千円
繰延税金資産小計	486,413千円
評価性引当額（固定）	△13,728千円
繰延税金資産合計	472,685千円

2．繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△285,788千円
繰延税金負債合計	△285,788千円
繰延税金資産の純額	186,897千円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、子会社に対し短期貸付を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより当該リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債の使途は運転資金であります。営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・変更する等の方法により当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジ会計の方法等については、上記「6.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、(1) ヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）をご参照下さい。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金及び預金	3,638,576	3,638,576	―
(2)　受取手形	326,963	326,963	―
(3)　売掛金	1,189,162	1,189,162	―
(4)　短期貸付金	100,000	100,000	―
(5)　投資有価証券			
その他有価証券	1,416,090	1,416,090	―
(6)　関係会社株式	―	―	―
資産計	6,670,792	6,670,792	―
(7)　支払手形	581,115	581,115	―
(8)　買掛金	1,919,949	1,919,949	―
(9)　短期借入金	320,000	320,000	―
(10)　社債	300,000	300,012	12
(11)　長期借入金	599,710	599,101	△608
(一年内返済長期借入金を含む)			
(12)　リース債務	231,519	227,525	△3,993
負債計	3,952,295	3,947,704	△4,590
(13)　デリバティブ取引	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)　現金及び預金、(2)　受取手形、(3)　売掛金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)　投資有価証券

これらの株式の時価については、取引所の価格に基づき記載しております。

(7)　支払手形、(8)　買掛金、(9)　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債、(11)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当該長期借入金の一部は、複合金融商品であるキャンセラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）でありますが、その時価は長期借入金の時価に含めて算定しております。

(12)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13)デリバティブ取引

複合金融商品であるキャンセラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）は、長期借入金の時価に含めて算定しております（上記(11)をご参照下さい。）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	83,141

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」及び「(6) 関係会社株式」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部は、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価
賃貸等不動産	348,799	282,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,176,865	1,360,000

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士によって算定された金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

（持分法損益等に関する注記）

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	12,693千円
持分法を適用した場合の投資の金額	368,471千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	15,840千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	東京施設工業(株)	千葉県富里市	50,000	機械製造業	(所有)直接26.9%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	商品仕入・外注費	381,241	買掛金 支払手形	88,603 127,197
							賃貸収入	25,853	預り金	533

（注）1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含みます。

2. 取引条件および取引条件の決定方針
上記取引については、市場価格を参考に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額	230円50銭
2. １株当たり当期純利益	20円72銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（連結配当規制適用会社に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平 成 27 年 5 月 13 日

株式会社　東京自働機械製作所
　取締役会　御中

東　陽　監　査　法　人

指　定　社　員 業務執行社員	公認会計士	助　川　正　文	㊞
指　定　社　員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　裕　子	㊞
指　定　社　員 業務執行社員	公認会計士	北　島　　緑	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京自働機械製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月15日

株式会社　東京自働機械製作所　監査役会

常勤監査役　　山口　秀夫　　㊞

監　査　役　　前田　剛介　　㊞

監　査　役　　鈴木　　晃　　㊞

（注）　山口秀夫、前田剛介は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本としております。

第66期の期末配当につきましては、方針に則りまして、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金４円
配当総額　　57,622,796円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の充実強化を図るため、取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより現任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
なかむら よういち 中　村　洋　一 （昭和24年11月12日生）	昭和45年４月　松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成15年４月　同社生産革新本部ファクトリーエンジニアセンター所長 平成16年４月　同社高度生産システム開発カンパニー社長兼パナソニックソリューションテクノロジー株式会社社長 平成19年４月　パナソニック半導体デバイスソリューション株式会社常務取締役 平成22年１月　平田機工株式会社監査役 平成23年９月　立命館大学大学院理工学研究科非常勤講師 現在に至る	―株

（注）１．取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．中村洋一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は中村洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

３．中村洋一氏を社外取締役候補者とした理由は、松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）高度生産システム開発カンパニーの社長、パナソニックソリューションテクノロジー株式会社の社長並びにパナソニック半導体デバイスソリューション株式会社の常務取締役として企業経営に手腕を振るわれてきたことから、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識による助言をもとに、当社のコーポレート・ガバナンス強化および取締役会の一層の活性化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．中村洋一氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役山口秀夫氏が任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やまぐち　ひでお 山　口　秀　夫 （昭和24年４月18日生）	昭和49年４月　日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）入社 平成11年１月　鳥居薬品株式会社営業副本部長 平成11年６月　同社取締役営業副本部長 平成13年６月　同社常務取締役医薬情報・開発グループ担当 平成15年６月　同社取締役副社長医薬情報・開発グループ担当 平成18年６月　同社監査役 平成19年６月　当社監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） PT TAM PACKAGING ASIA 監査役 有限会社東祐 監査役	5,157株

（注）１．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．山口秀夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は山口秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．山口秀夫氏は、日本たばこ産業株式会社において長く活躍された後、鳥居薬品株式会社の取締役副社長として経営と営業に手腕を振るわれ豊富な企業経営についての経験と見識を有しておられます。またこれまで鳥居薬品株式会社および当社において監査役として厳しい目で経営を監査してこられ、当社の監査役にふさわしい方と判断しており引き続き選任をお願いするものであります。

４．山口秀夫氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年となります。

５．当社は社外監査役山口秀夫氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いなば　よしひさ 稲　葉　欣　久 （昭和15年10月25日生）	昭和47年６月　税理士登録 昭和50年３月　公認会計士登録 昭和57年９月　東陽監査法人入所 昭和58年５月　株式会社カスミ監査役就任 平成13年５月　同社監査役退任 平成21年８月　東陽監査法人退所 平成21年９月　公認会計士事務所開設 現在に至る	―株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．稲葉欣久氏は、社外監査役候補者であります。

３．稲葉欣久氏を補欠の監査役候補者とした理由は、長年、公認会計士として企業会計に精通されており、企業の社外監査役を経験されて、会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、当社の監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しており選任をお願いするものであります。

４．当社は社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、稲葉欣久氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　25階「大輪」

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意下さい。

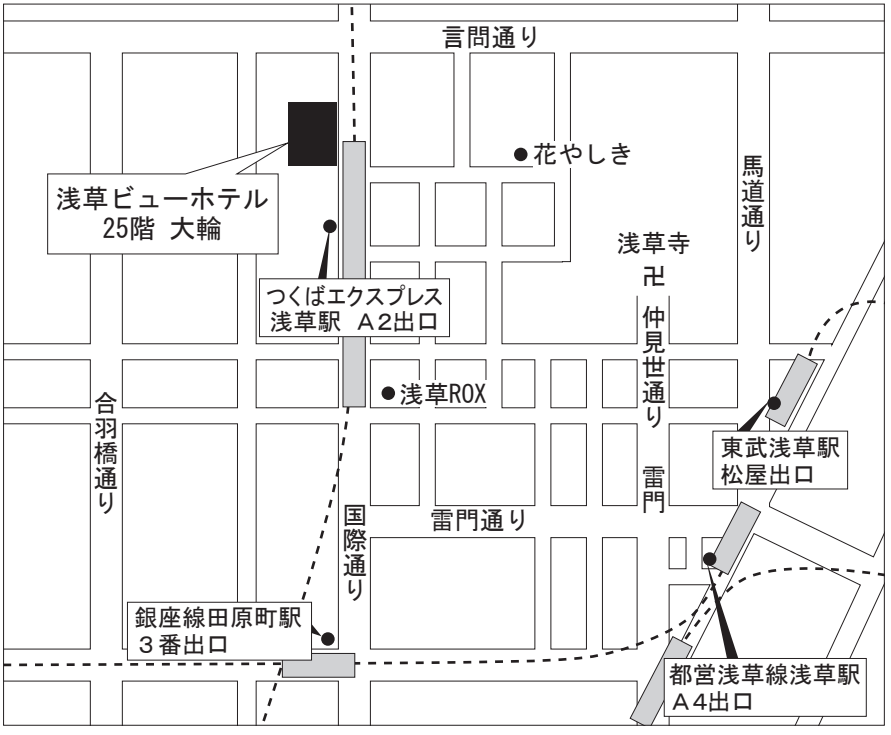

■交　通

つくばエクスプレス	「浅草駅」	Ａ２出口	徒歩１分
東京メトロ銀座線	「田原町駅」	３番出口	徒歩７分
東武スカイツリーライン	「浅草駅」	松屋出口	徒歩10分
都営地下鉄浅草線	「浅草駅」	Ａ４出口	徒歩13分